

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書 (または申請書) を 受理した日から3週間後 が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「**住民税均等割が非課税**」の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯 (家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます (要返送)
※一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

福祉課窓口にて申請書を受け取り、申請が必要です。
申請期間
令和4年4月1日(金) ~ 令和4年9月30日(金)
※申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

福祉課 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口 ☎985-7124 受付 (平日午前9時~午後5時)

大田昌秀先生の銅像・記念碑建立事業に着手しました

このたびの顕彰事業の募金活動に、広く町内外の皆様からご支援・ご協力をいただき、大変ありがとうございました。3月31日の時点で町内外の約300社・団体、個人約550人から総額約2200万円の募金がありました。

なお、4月以降についても、募金目標額2500万円に達していないことや寄附の希望者からの問い合わせもあり、当分の間、寄附の受付を行います。また、皆様からの募金を基に、4月から銅像・記念碑建立の事業に着手しました。久米島図書館ほんのりに隣接するロードパーク内に、今年の12月を目標に建立する計画です。

ご寄附ありがとうございます



久米島町建設業協議会
比嘉則明会長と國吉昌克副会長が、寄附金目録 (20万円) を贈呈しました。



琉球セメント株式会社
新垣秀人常務取締役が、寄附金目録 (10万円) の贈呈しました。



**久米島工業開発株式会社
株式会社 丸吉組
久米島琉球セメント販売株式会社**
吉永 功代表取締役が寄附金目録 (3社合計50万円) を贈呈しました。



大成口テック株式会社
三苦昭樹九州支社長と下川淳二沖縄工事事務所長が、寄附金目録 (100万円) を贈呈しました。

大田昌秀先生顕彰事業事務局 (久米島図書館内) ☎987-7051